

千葉県報

定例
令和8年5月22日

主要目次

- 千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程
一
- 特定計量器の定期検査の実施
一
- 土地改良区定款の変更認可(三件)
二
- 解除予定保安林の取消し
二
- 公安委員会告示
二
- 平成四年千葉県公安委員会告示第五号の一部を改正する告示
二
- 公告
二
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)
二
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧
三
- 建設業法に基づく処分
三
- 特定調達公告
三
- 入札公告(三件)
四
- 落札者等の公告(五件)
四

企業局管理規程

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年五月二十二日

千葉県企業局長 横山 尚典

千葉県企業局管理規程第十四号

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政文書規程(昭和六十三年千葉県水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「、土地事業調整課長」を削り、同条中「、土地管理部土地事業調整課長(以下「土地事業調整課長」という。)」を削り、同条第一号の二を削る。
第十四条第一項中「管理部、水道部、用水供給部及び工業用水部にあつては」及び「、土地管理部にあつては全て土地管理部土地事業調整課(以下「土地事業調整課」という。)」において「を削り、同条第二項中「又は土地事業調整課」を削り、同項第二号中

「、土地事業調整課長は土地管理部長」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 親展文書等は、開封しないで、局長及び管理部長宛てのものにあつては総務企画課、水道部長及び水道部次長宛てのものにあつては水道部計画課、用水供給部長及び用水供給部次長宛てのものにあつては用水供給部用水供給管理課、工業用水部長及び工業用水部次長宛てのものにあつては工業用水部工業用水管理課、土地管理部長及び土地管理部次長宛てのものにあつては土地管理部土地事業調整課、その他の文書にあつては主務課又は名宛て人に配布するものとする。

第十四条第三項中「又は土地事業調整課長」を削る。
第十六条各号中「又は土地事業調整課」を削る。

第三十九条第一項中「(土地管理部にあつては、土地事業調整課)」を削り、同項ただし書中「又は土地事業調整課長が土地事業調整課において」を削る。

別表第一部長印の項中 「総務企画課長」を「総務企画課長」に改める。
土地事業調整課長

附則

この管理規程は、令和八年五月二十五日から施行する。

告

示

千葉県告示第二百八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年五月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
成田市	令和八年七月八日	成田市高岡一、四三五番地 成田市下総公民館	午後一時三十分から 午後三時まで
	令和八年七月九日	成田市天神峰八〇番地一 成田市公設地方卸売市場	午前十時から午後 三時まで
	令和八年七月十日	成田市松子三九三番地 成田市大栄公民館	午前十時三十分か ら午後三時まで
	令和八年七月十三日	成田市飯仲四五番地 成田市総合流通センター	午前十時から午後 三時まで
	令和八年七月十四日	成田市赤坂一丁目三番地一 成田市保健福祉館	午前十時三十分か ら午後三時まで

長生郡睦沢町	令和八年七月一日	長生郡睦沢町下之郷一、六五番地一 長生郡睦沢町役場	成田市宝田九一二番地一成 田市農業協同組合経済センター	日	令和八年七月十五
長生郡長柄町	令和八年七月三日	長生郡長柄町大字桜谷七一二番地 長生郡長柄町役場	成田市花崎町七六〇番地 成田市役所	日	令和八年七月十六
長生郡長南町	令和八年七月二日	長生郡長南町長南二、一一〇番地 長生郡長南町役場	〃	日	令和八年七月十七

備考
 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第二百八十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉市大和田土地改良区の定款の変更を令和八年五月十四日付けで認可した。
 令和八年五月二十二日
 千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百八十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市五井連合土地改良区の定款の変更を令和八年五月十四日付けで認可した。
 令和八年五月二十二日
 千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百八十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、吉田西部土地改良区の定款の変更を令和八年五月十四日付けで認可した。
 令和八年五月二十二日
 千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百八十七号
 平成七年千葉県告示第三百八十八号（解除予定保安林）の保安林の指定の解除の予定は、解除の理由の消滅により、これを取り消す。
 令和八年五月二十二日
 千葉県知事 熊谷 俊 人

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第27号

平成4年千葉県公安委員会告示第5号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき聴聞の公示を行う掲示板）の一部を次のように改正する。
 令和8年5月22日
 千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲 生

「第5条第2項」の次に「（同法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）」を、「により」の次に「、千葉県警察のホームページに掲載するとともに」を加える。

公告

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市上郷南和土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和八年五月二十二日
 千葉県知事 熊谷 俊 人

一 退任理事	市原市海保一、〇五四番地	市原市海保一、〇八四番地	市原市海保八九五番地の一	市原市海保一、〇六七番地	五五二番地九
二 退任監事	〃	〃	〃	〃	〃
三 就任理事	〃	〃	〃	〃	〃

霜崎 義久	霜崎 正俊	霜崎 茂夫	霜崎 正司	霜崎 正俊	霜崎 義久
霜崎 義久	霜崎 正俊	霜崎 茂夫	霜崎 正司	霜崎 正俊	霜崎 義久

七日付けで公告したが、その公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このこと
建設業法第二十九条の二第一項に該当する。
七 処分をした年月日 令和八年五月二十二日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告
別冊のとおり一般競争入札に付する。
令和8年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊 人

入札公告
別冊のとおり一般競争入札に付する。
令和8年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊 人

入札公告
別冊のとおり一般競争入札に付する。
令和8年5月22日

千葉県勝浦水産事務所長 三 田 久 徳

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。
令和8年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。
令和8年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。
令和8年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。
令和8年5月22日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。
令和8年5月22日

千葉県企業局長 横 山 尚 典

購読料 本号(別冊を含む。) 一部

四五円

熊谷 俊 人

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八